

議案第17号

天理市文化センター条例及び天理市民会館条例の一部改正について
天理市文化センター条例及び天理市民会館条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年3月1日提出

天理市長 並 河 健

天理市文化センター条例及び天理市民会館条例の一部を改正する条例
(天理市文化センター条例の一部改正)

第1条 天理市文化センター条例(昭和62年12月天理市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「天理市文化センター運営審議会」を「天理市文化センター・市民会館運営審議会」に改め、同条に次の1項を加える。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(天理市民会館条例の一部改正)

第2条 天理市民会館条例(昭和42年3月天理市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「天理市民会館運営審議会」を「天理市文化センター・市民会館運営審議会」に改め、同条第2項中「重要事項」を「事項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。